

市会改革推進委員会における直接傍聴の試行実施結果

開始時期	第21回(平成25年1月18日)委員会																																																
根拠法令	<市会改革推進委員会要綱> (傍聴の取扱い) 第12条 委員会は、議員のほか、委員会において許可した者が傍聴することができる。																																																
実施体制	事務局職員1名を傍聴者の誘導係として配置(初回のみ2名で対応)。																																																
傍聴者数	計41名 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>直接傍聴者数</th><th>【参考】モニター視聴者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>第21回(平成25年1月18日)</td><td>6名</td><td>1名</td></tr><tr><td>第22回(平成25年2月20日)</td><td>5名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第23回(平成25年3月25日)</td><td>2名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第24回(平成25年4月19日)</td><td>3名</td><td>1名</td></tr><tr><td>第25回(平成25年6月14日)</td><td>1名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第26回(平成25年7月29日)</td><td>1名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第27回(平成25年8月12日)</td><td>6名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第28回(平成25年9月4日)</td><td>4名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第29回(平成25年10月16日)</td><td>1名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第30回(平成25年10月29日)</td><td>1名</td><td>2名</td></tr><tr><td>第31回(平成25年11月12日)</td><td>1名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第32回(平成25年12月20日)</td><td>3名</td><td>1名</td></tr><tr><td>第33回(平成26年1月17日)</td><td>3名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第34回(平成26年2月14日)</td><td>3名</td><td>0名</td></tr><tr><td>第35回(平成26年3月4日)</td><td>1名</td><td>1名</td></tr></tbody></table> <p>※ 第31回以降、インターネット中継を実施。</p>		直接傍聴者数	【参考】モニター視聴者数	第21回(平成25年1月18日)	6名	1名	第22回(平成25年2月20日)	5名	0名	第23回(平成25年3月25日)	2名	0名	第24回(平成25年4月19日)	3名	1名	第25回(平成25年6月14日)	1名	0名	第26回(平成25年7月29日)	1名	0名	第27回(平成25年8月12日)	6名	0名	第28回(平成25年9月4日)	4名	0名	第29回(平成25年10月16日)	1名	0名	第30回(平成25年10月29日)	1名	2名	第31回(平成25年11月12日)	1名	0名	第32回(平成25年12月20日)	3名	1名	第33回(平成26年1月17日)	3名	0名	第34回(平成26年2月14日)	3名	0名	第35回(平成26年3月4日)	1名	1名
	直接傍聴者数	【参考】モニター視聴者数																																															
第21回(平成25年1月18日)	6名	1名																																															
第22回(平成25年2月20日)	5名	0名																																															
第23回(平成25年3月25日)	2名	0名																																															
第24回(平成25年4月19日)	3名	1名																																															
第25回(平成25年6月14日)	1名	0名																																															
第26回(平成25年7月29日)	1名	0名																																															
第27回(平成25年8月12日)	6名	0名																																															
第28回(平成25年9月4日)	4名	0名																																															
第29回(平成25年10月16日)	1名	0名																																															
第30回(平成25年10月29日)	1名	2名																																															
第31回(平成25年11月12日)	1名	0名																																															
第32回(平成25年12月20日)	3名	1名																																															
第33回(平成26年1月17日)	3名	0名																																															
第34回(平成26年2月14日)	3名	0名																																															
第35回(平成26年3月4日)	1名	1名																																															
参 考	<実施方法> 1 傍聴席の数 10席 ※ 傍聴席は、一般席9席、車いす・盲導犬等傍聴席1席とする。 ただし、車いす・盲導犬等を利用する傍聴者がいない場合、車いす・盲導犬等傍聴席を一般席とすることができる。																																																

2 傍聴席の配置

- 傍聴席は、委員の安全や、円滑な委員会の進行の確保の観点から、委員会室の出入口付近に配置し、傍聴席の近くに誘導係を配置する。
- 傍聴席の配置に当たっては、傍聴者がモニターに映らないよう配慮する。

3 傍聴者への対応

- 市会受付にて、開会 1 時間前から先着順に傍聴券を交付する。
- 傍聴券の交付と併せて、傍聴に当たっての注意事項を配布する。
- 傍聴希望者が定員を超えた場合は、モニター視聴室を案内する。
- 委員会室への入室は、開会の 10 分前からとする。
- 誘導係は、傍聴者の入室に当たり、傍聴券の提示を求めたうえで、傍聴席を案内する。
- 委員会資料は、あらかじめ傍聴席に配布する（持帰り可能）。
- 傍聴者は、委員会室から退出する際、傍聴券を誘導係に返還する。
- 委員会の途中で傍聴券の返還を受けた場合は、返還を受けた傍聴券の枚数を超えない範囲で、傍聴券を追加して交付することができる。
- 委員長は、傍聴者が、注意事項に違反したときは、違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。